

A登載者用

令和6年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験 選考結果通知留意事項について

1 採用候補者名簿への登載及び採用等について

- (1) A登載となったあなたを、令和6年度本県公立学校の教員として正式に採用します。
- (2) 採用に係る具体的な配置校等の連絡は、令和6年3月中旬に電話（志願書記載の連絡先あて）で行います。
- (3) 名簿登載の有効期限は、令和7年3月31日までとします。
- (4) あなた自身の責めに帰すべき事由により、名簿登載を取り消さざるを得ないときは、改めて通知します。
- (5) 「2 提出物について」をよく読んで、必要な書類を期日までに提出してください。期日までの提出がない場合、名簿登載を取り消すことがあります。

2 提出物について

(1) 教員免許状等の写し及び大学卒業証明書又は大学院修了証明書

○教員免許状等の写し及び最終卒業学校の卒業証明書又は修了証明書を、以下の区分に示された提出期限までに必ず提出してください。各提出期限は必着とします。

	教員免許状等の写し	大学卒業証明書	大学院修了証明書
大学既卒業	令和5年10月10日（火） ※教員免許状を取得見込みの場合は、 令和6年3月25日（月）	令和5年10月10日（火）	
大学在学中	令和6年 3月25日（月）	令和6年 3月25日（月）	
大学院既修了	令和5年10月10日（火） ※教員免許状を取得見込みの場合は、 令和6年3月25日（月）		令和5年10月10日（火）
大学院在学中	令和6年 3月25日（月）		令和6年 3月25日（月）

※証明書は大学に申請し発行された原本を提出してください。写しは不可とします。

○教員免許状の写しに加えて、以下に該当する方は、有効期限が令和4年7月1日以降となることを確認できる「更新講習修了確認証明書」、「修了確認期限延期証明書」又は「有効期間延長証明書」の写しを提出してください。

・新免許状所有者：A登載者となった試験区分・教科の教員免許状の有効期限が令和4年6月30日以前の方

・旧免許状所有者：A登載者となった試験区分・教科の教員免許状の有効期限が令和4年6月30日以前の方で、有効期限の日に更新講習の受講義務者であった方。

※有効期限の日に更新講習の受講義務者でなかった方（有職者に限る）は、免許の有効性の確認のため、「(4)各証明書」に記載の、在職証明書を必ず提出してください。

○令和6年3月31日までに、採用となる校種等の教員免許状を取得できなかった場合には、該当する名簿登載を取り消します。

○令和6年4月1日時点で有効な免許状を所有していない場合は、名簿登載を取り消します。

○特別支援学校教諭A登載者の方は、人事配置上必要なため、特別支援学校教諭に加え、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び幼稚園教諭に係る教員免許状についても、所有している場合は、上記表に定める期限までに提出してください。

(2) 勤務地希望等調書

○別紙1「勤務地希望等調書」に必要事項を記入の上、令和5年10月10日（火）までに提出してください。

(3) 調査票

○初任給決定の資料としますので、別紙2「調査票」を令和5年10月10日（火）までに提出してください。

(4) 各証明書

(3) で提出する調査票に、鳥取県公立学校教職員以外の職歴等がある場合、以下のとおり、各証明書の原本を令和5年10月10日(火)までに提出してください。在職証明書については、原則として別紙4「在職証明書」の様式で提出してください。

学歴・証明書等	証明書
鳥取県公立学校教職員以外の職歴	在職証明書
留学歴	在学証明書
青年海外協力隊等派遣	派遣証明書

【在職証明書を提出する 必要のある職歴の例】

- ・民間企業
- ・官公庁
- ・私立学校
- ・国立学校
- ・県外公立学校
- ・地方公共団体(市町村教委)等

※「現職教諭を対象とした選考」に出席し、A登載となった方は、受験資格を満たすことを証明する任命権者による履歴の証明の原本を、令和5年10月10日(火)までに提出してください。なお、任命権者による履歴の証明によって証明された職歴については、上記の「在職証明書」の提出は不要です。

(5) 大学院進学・修学継続申請書

○国内の大学院への進学又は修学継続を希望する方は、申請により新たな年度の採用候補者名簿に登載しますので、以下に示す①～③を令和5年10月10日(火)までに提出してください。

※2(1)～(4)の書類は不要です。

○教員免許状については令和6年3月25日(月)までに提出してください。

○なお、大学院を修了予定年月に修了できなかった場合には、変更後の年度の名簿登載を取り消します。

①別紙3「大学院進学・修学継続申請書」

②大学院への進学を証明する書類(合格通知等の写し)又は修学中を証明する書類(在学証明書等(原本))

③返信用封筒

- ・長形3号(12cm×23.5cm)を使用すること。
- ・郵便番号、送付先住所、宛名(「～様」と記すこと。)を明記すること。
- ・84円切手を貼ること。

※大学院への進学を証明する書類を令和5年10月10日(火)までに提出できない場合は、①・③のみを令和5年10月10日(火)までに提出し、②については令和6年2月28日(水)までに提出してください。(合格発表等の都合上間に合わない場合は、5の連絡先に連絡してください。)

進学・修学継続	名簿登載
令和6年度に国内の大学院に進学する者	令和8年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用
令和5年度に国内の大学院で在学中の者	令和7年度採用候補者名簿又は令和8年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用

3 名簿登載を辞退する場合(要書類提出)

名簿登載を辞退する場合(採用を希望しない場合等)には、必ず別添「名簿登載辞退届」を、事由が生じた後、速やかに提出してください。(他の提出物は不要です。)

4 その他

○教員免許状等の写し、大学卒業証明書、大学院修了証明書、在職証明書には、各用紙の右上に受験番号を鉛筆で記載すること。

○志願時から氏名が変更になった場合は5の連絡先に連絡すること。

○現在の苗字が、免許状の写し、在職証明書、卒業証明書に記載の苗字と異なる者は、そのことが確認できる書類を併せて提出すること(例:戸籍抄本、マイナンバーカード、運転免許証)。

○企業等が現存しない等により在職証明書の発行を受けることができない場合は、年金加入記録の写しを添付すること。

5 連絡・送付先について

鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課 人事企画・業務改善担当
〒680-8570
鳥取市東町一丁目271番地
電話(0857)26-7513

提出書類を送付する際には、封筒の表に以下のとおり朱書きすること。

- ・新卒者：「教員採用提出書類在中（新）」
- ・過卒者：「教員採用提出書類在中」